平成２４年（フ）第１６２２号
東京都台東区柳橋２丁目14番４号
破産者　株式会社ブロス
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７１２号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
破産者　塩政食品工業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７１８号
大阪市淀川区西三国１丁目８―23
破産者　有限会社岡林電機製作所
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７６号
大阪府吹田市豊津町９番22号
破産者　有限会社グラン・エトワール
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９７号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目９番33号
破産者　川口総業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５号
広島市安佐北区安佐町大字飯室字池之内4545番地
破産者　有限会社イマナカ
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３号
北海道室蘭市白鳥台１丁目32番７号
破産者　株式会社紙屋組
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
群馬県前橋市西片貝町２丁目141番地、住民票上の住所群馬県伊勢崎市市場町１丁目290番地５
破産者　井上　隆夫
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１号
群馬県前橋市荒牧町1011―２、住民票上の住所群馬県前橋市田口町1208番地１
破産者　宇敷　詩朗
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１９５４１号
東京都中央区築地２丁目12番16号
破産者　株式会社ジェイエフエー
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２００３号
東京都文京区大塚５丁目７番11号
破産者　株式会社グランドライン
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２号
東京都調布市国領町７丁目69番地28
破産者　有限会社岩川工務店
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８１号
東京都小平市上水本町４丁目10番16号
破産者　冨田　善郎
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４２号
東京都八王子市鹿島18番地１―408
破産者　松村　伸明
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２１２号
横浜市青葉区荏田西１丁目１番地10　江田ハイム305、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目２番15号
破産者　有限会社フジ総合管理
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号
岐阜県美濃加茂市太田町2693番地の６
破産者　株式会社大秀硝子店
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第７１６号
京都市伏見区竹田三ツ杭町31番地アイビービル３階
破産者　株式会社ティ・エス・エス・コーポレーション
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
高知市葛島４丁目３番14―303号
破産者　有限会社ムラタ
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９２号
群馬県伊勢崎市境292番地２
破産者　シルフ・エコロジー株式会社
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
埼玉県鴻巣市中井236番地
破産者　長嶋　拓史
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９４６号
千葉県船橋市本中山５丁目１番19号
破産者　有限会社ヨシダリース・カラー
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２号
千葉市緑区誉田町１丁目794番地109　アネックス壱番館201号
破産者　相内　一也
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係